

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第 64 号

平成 27 年度から平成 28 年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構職員に対する胃検診及び大腸検診に係る単価契約（単価の設定を契約の主目的とし、一定の期間内において供給を受けた実績数量に当該単価を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約をいう。）について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成 27 年 8 月 24 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

大阪府立病院機構職員に対する胃検診及び大腸検診に係る単価契約

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

大阪府立病院機構本部事務局（以下「本部事務局」という。）が指定する 5 か所（仕様書別紙 1 参照）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、そ

の措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められた者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 平成 24 年 4 月 1 日からこの公告の日までに、胃検診及び大腸検診に係る業務の委託契約を 2 件以上締結し、そのすべてを誠実に履行している実績を有していること。
- (7) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の更生を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合をいう。）の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

- (8) 平成 27・28 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「集団検診（種目コード 138）」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

(TEL (06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局建設工事課資格審査グループ

イ 申請の方法

(ア) 大阪府電子調達システム（URL (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)) において、必要な事項を入力し、

送信する。

(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成 27 年 9 月 1 日（火）午後 4 時

なお、添付書類は、同日（火）午後 4 時までに必着とする。

エ その他

詳細は、イ(ア)の大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格審査及び入札の手続

(1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

平成 27 年 8 月 24 日（月）午前 9 時から 9 月 1 日（火）午後 5 時まで

イ 交付方法

地方独立行政法人大阪府立病院機構のホームページより交付する。

ホームページ URL：<http://www.opho.jp/news/2015/08/post-135.html>

(2) 申請書類の提出期間及び提出場所

本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書類を期限までに提出しなければならない。

ア 提出期間

平成 27 年 8 月 24 日（月）から 9 月 1 日（火）午後 5 時までに必着のこと。

ただし、持参による提出の場合は、日曜日及び土曜日を除く午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

イ 提出場所

〒558-8558 大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号

大阪府立病院機構本部事務局総務グループ

ウ 提出方法

郵送（一般書留郵便又は簡易書留便）、宅配便（受領確認がとれるものに限る）又は持参により提出することとし、電送による申請は認めない。

エ その他

申請書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された申請書類は、返却しない。

(3) 入札参加資格の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成 27 年 9 月 4 日（金）に入札参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成 27 年 9 月 10 日(木) 午前 10 時

イ 場所

大阪府立病院機構本部事務局 1 階入札室

ウ その他

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。

また、入札にあたっては、本件における入札参加資格確認通知書を持参すること。

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府立病院機構本部事務局により入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において 2 の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、契約事務取扱規程第 8 条に定めるところにより定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 誓約書の提出の確認

大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第 44 条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号

大阪府立病院機構本部事務局総務グループ

イ 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第 26 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 契約に関する事務を担当する名称及び問い合わせ先

〒558-8558 大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号

(TEL 06-6692-1580)

大阪府立病院機構本部事務局総務グループ

(8) 詳細は、入札説明書による。